

出来高請求システムによる電子請求に関する協定書 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>(適用範囲)</p> <p>第2条 本協定は、出来高請求Sを利用して行う以下の各号の業務において適用する。</p> <p>(1) 乙から甲に対する出来高承認依頼および甲から乙に対する出来高承認。</p> <p>(削除)</p> <p>(2) 甲から乙に対する修正確認依頼および甲から乙に対する出来高承認。</p> <p>(3) 乙から甲に対する請求書発行。</p> <p>(4) 乙から甲に対して発行された請求書の保管。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第3条</p> <p>(1) 出来高請求S 甲が開発し運用する電子請求システムのことをいう。</p> <p>(2) エコ文書サービス セコムトラストシステムズ株式会社が提供する「セコムあんしんエコ文書サービス」のことをいう。</p> <p>(3) サービス 出来高請求Sが提供する機能および付随する甲から乙へのサポート業務のことをいう。また、エコ文書サービスに請求書を保管することも含む。</p> <p>(4) 請求情報 以下を総称する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乙から甲に対する請求書データ。 ・乙から甲に対する請求書明細データ。 ・乙から甲に対する請求書データ、請求書明細データを補完するために添付された各種資料。 <p>(削除)</p> <p>(5) 支払処理 ・乙から甲に発行された請求金額を甲が乙に支払うため、甲が運用する出来高請求Sとは別のシステムにおける処理。</p> <p>(6) ステータス 以下を総称する。ステータスにより出来高請求Sで甲、乙が利用できるサービスを制限する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入力中 乙が出来高請求Sに請求情報を登録し、甲に承認の依頼をかけていない状態。 ・承認依頼 乙が甲に出来高請求Sで登録した請求情報の承認を依頼している状態。 ・修正/確認依頼 乙から甲に承認依頼された請求情報に対し、甲から乙へ修正・確認を依頼している状態。 ・請求書未発行(承認済み) 乙から甲に承認依頼された請求情報に対し、甲が承認した状態。 	<p>(適用範囲)</p> <p>第2条 本協定は、出来高請求Sを利用して行う以下の各号の業務において適用する。</p> <p>(1) 乙から甲に対する出来高承認依頼および甲から乙に対する出来高承認。</p> <p>(2) 甲から乙に対する差引通知および乙から甲に対する差引通知承認。</p> <p>(3) 甲から乙に対する修正確認依頼および甲から乙に対する出来高承認。</p> <p>(4) 乙から甲に対する請求書発行。</p> <p>(5) 乙から甲に対して発行された請求書の保管。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第3条</p> <p>(1) 出来高請求S 甲が開発し運用する電子請求システムのことをいう。</p> <p>(2) エコ文書サービス セコムトラストシステムズ株式会社が提供する「セコムあんしんエコ文書サービス」のことをいう。</p> <p>(3) サービス 出来高請求Sが提供する機能および付随する甲から乙へのサポート業務のことをいう。また、エコ文書サービスに請求書を保管することも含む。</p> <p>(4) 請求情報 以下を総称する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乙から甲に対する請求書データ。 ・乙から甲に対する請求書明細データ。 ・乙から甲に対する請求書データ、請求書明細データを補完するために添付された各種資料 <p>(5) 差引情報 以下のデータを指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乙から甲への請求情報から、甲が立替払い等を行った金額を差引くデータ。 <p>(6) 支払処理 ・乙から甲に発行された請求金額を甲が乙に支払うため、甲が運用する出来高請求Sとは別のシステムにおける処理。</p> <p>(7) ステータス 以下を総称する。ステータスにより出来高請求Sで甲、乙が利用できるサービスを制限する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入力中 乙が出来高請求Sに請求情報を登録し、甲に承認の依頼をかけていない状態。 ・承認依頼 乙が甲に出来高請求Sで登録した請求情報の承認を依頼している状態。 ・修正/確認依頼 乙から甲に承認依頼された請求情報に対し、甲から乙へ修正・確認を依頼している状態。 ・請求書未発行(承認済み) 乙から甲に承認依頼された請求情報に対し、甲が承認した状態。 	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

・請求書発行済 甲が承認した請求情報に対し、乙が請求書を発行した状態。

(削除)

(7) 取引用設備

甲および乙が、出来高請求Sを利用するために、自らが準備・使用する電子計算機、端末機器および周辺機器など（以下「ハードウェア」という。）、並びに当該ハードウェアに使用されるソフトウェアを総称していう（以下「装置」という。）。)

(8) 取引用電気通信回線

甲および乙の装置で出来高請求Sを行うために、インターネット並びに電子メールを利用するための電気通信回線をいう。（以下「通信回線」という。)

(運用)

- 第4条 1. 原則毎日利用できるものとし、利用時間は朝6:00～翌朝2:00までとする。
2. メンテナンス等により、システム停止や利用時間に変更が生じる場合は、予め当社ウェブサイト上にて通知する。
3. 出来高請求Sにおいて取引された請求情報については、書面での提出は不要とする。
4. 出来高請求Sの操作、制限事項、出力可能な情報等は、別途出来高請求S利用マニュアルにて提供するものとする。
5. システムの変更等に伴い、運用や出来高請求S利用マニュアルに変更が生じる場合は、事前に当社ウェブサイト上にて通知するものとし、疑義が生じる場合は、甲乙個別に協議するものとする。

(実施手順)

- 第5条 甲乙は、以下の各号の要領にしたがい、相互に請求情報を提供、利用する。
- (1) 甲乙は、甲から利用者個人に割り当てられたID・パスワードを使用し本サービスを利用する。
- (2) 乙が甲に請求情報を提供しようとするときは、第12条に定められたセキュリティ措置を施した装置インターネット回線より所定のアドレスへアクセスし、乙が請求情報を作成する。
- (3) 甲は、前号により乙が作成した請求情報を甲が本サービスを使用し確認する。
- (4) 乙が作成した請求情報に対し、甲が直接修正し、又は修正箇所指示し乙に差し戻すことを可能とする。
- (5) 甲は、乙が作成した請求情報を確認し承認を行う。

(削除)

- (6) 乙は、甲が承認した請求情報に対し、請求書発行を行う。
- (7) 甲は、乙が発行した請求書に対し確定処理を行い、支払処理へデータを引き渡す。

・請求書発行済 甲が承認した請求情報に対し、乙が請求書を発行した状態。

・所長確定済 乙が発行した請求書に対し、甲が支払処理へデータを引き渡した状態。

(削除)

(8) 取引用設備

甲および乙が、出来高請求Sを利用するために、自らが準備・使用する電子計算機、端末機器および周辺機器など（以下「ハードウェア」という。）、並びに当該ハードウェアに使用されるソフトウェアを総称していう（以下「装置」という。）。)

(9) 取引用電気通信回線

甲および乙の装置で出来高請求Sを行うために、インターネット並びに電子メールを利用するための電気通信回線をいう。（以下「通信回線」という。)

(運用)

- 第4条 1. 原則毎日利用できるものとし、利用時間は朝6:00～翌朝2:00までとする。
2. メンテナンス等により、システム停止や利用時間に変更が生じる場合は、予め当社ウェブサイト上にて通知する。
3. 出来高請求Sにおいて取引された請求情報並びに差引情報については、書面での提出は不要とする。
4. 出来高請求Sの操作、制限事項、出力可能な情報等は、別途出来高請求S利用マニュアルにて提供するものとする。
5. システムの変更等に伴い、運用や出来高請求S利用マニュアルに変更が生じる場合は、事前に当社ウェブサイト上にて通知するものとし、疑義が生じる場合は、甲乙個別に協議するものとする。

(実施手順)

- 第5条 甲乙は、以下の各号の要領にしたがい、相互に請求情報を提供、利用する。
- (1) 甲乙は、甲から利用者個人に割り当てられたID・パスワードを使用し本サービスを利用する。
- (2) 乙が甲に請求情報を提供しようとするときは、第12条に定められたセキュリティ措置を施した装置インターネット回線より所定のアドレスへアクセスし、乙が請求情報を作成する。
- (3) 甲は、前号により乙が作成した請求情報を甲が本サービスを使用し確認する。
- (4) 乙が作成した請求情報に対し、甲が直接修正し、又は修正箇所指示し乙に差し戻すことを可能とする。
- (5) 甲は、乙が作成した請求情報を確認し、差引情報がある場合は、差引情報を作成し、承認を行う。
- (6) 乙は、甲により差引情報が作成された場合は、それを確認し承認する。差引情報に疑義がある場合は、電話等の手段により甲に通知し、甲は承認を解除し対応する。
- (7) 乙は、甲が承認した請求情報に対し、請求書発行を行う。
- (8) 甲は、乙が発行した請求書に対し確定処理を行い、支払処理へデータを引き渡す。

(削除)

(削除)

(削除)

<p>(意思表示等の時期)</p> <p>第6条 1. 出来高請求Sによる甲乙間の意思表示は、請求情報に対し、本サービスのステータスを変更することで意思を表示するものとする。</p> <p>2. 甲および乙は、定められた期間内に支払処理ヘデータを引き渡すために、双方遅滞無く処理を進めるものとする。</p>	<p>(意思表示等の時期)</p> <p>第6条 1. 出来高請求Sによる甲乙間の意思表示は、請求情報及び差引情報に対し、本サービスのステータスを変更することで意思を表示するものとする。</p> <p>2. 甲および乙は、定められた期間内に支払処理ヘデータを引き渡すために、双方遅滞無く処理を進めるものとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(取引関係情報の効力)</p> <p>第7条 1. 出来高請求Sにより伝送された請求情報は、正当な権限を有する者が適切な手段、手続きに則って行い、発信したものとする。</p> <p>2. 請求情報が、出来高請求Sにより提供される場合の他、書面によっても提供される場合には、送信者は当該情報の相互間に相違・矛盾を生じさせないようにする。なお、相違・矛盾が生じた場合は、原則として出来高請求Sにより提供される請求情報が優先する。ただし、甲または乙が別段の通知をしたときはこの限りではない。</p>	<p>(取引関係情報の効力)</p> <p>第7条 1. 出来高請求Sにより伝送された請求情報及び差引情報は、正当な権限を有する者が適切な手段、手続きに則って行い、発信したものとする。</p> <p>2. 請求情報・差引情報が、出来高請求Sにより提供される場合の他、書面によっても提供される場合には、送信者は当該情報の相互間に相違・矛盾を生じさせないようにする。なお、相違・矛盾が生じた場合は、原則として出来高請求Sにより提供される請求情報が優先する。ただし、甲または乙が別段の通知をしたときはこの限りではない。</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>(取引関係情報の変更)</p> <p>第8条 出来高請求Sによる請求情報の内容を変更する必要がある場合は、甲乙協議の上変更する。この場合、請求情報の内容を変更する者は、新たな請求情報・差引情報を出来高請求Sにより変更を行い、通知するものとする。</p>	<p>(取引関係情報の変更)</p> <p>第8条 出来高請求Sによる請求情報・差引情報の内容を変更する必要がある場合は、甲乙協議の上変更する。この場合、請求情報・差引情報の内容を変更する者は、新たな請求情報・差引情報を出来高請求Sにより変更を行い、通知するものとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(取引関係情報の保存)</p> <p>第13条 1. 甲は、本協定期間中はもとより、本協定完了後においても、出来高請求Sにより取り交わされた請求情報の内容を電子ファイルで保存するものとし、本サービスにより開示できるものとする。保存の期間に関しては、各種法律で必要とされる期間とする。ただし、印刷、複製その他により費用が発生する場合には、その費用は甲乙それぞれの負担とする。</p> <p>2. 甲および乙は、前項の請求情報の内容を改竄してはならない。</p>	<p>(取引関係情報の保存)</p> <p>第13条 1. 甲は、本協定期間中はもとより、本協定完了後においても、出来高請求Sにより取り交わされた請求情報および差引情報の内容を電子ファイルで保存するものと1. し、本サービスにより開示できるものとする。保存の期間に関しては、各種法律で必要とされる期間とする。ただし、印刷、複製その他により費用が発生する場合には、その費用は甲乙それぞれの負担とする。</p> <p>2. 甲および乙は、前項の請求情報及び差引情報の内容を改竄してはならない。</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>